

日本核燃料開発(株)保安規定改訂に関する行政相談資料

1.新保安規定記載内容について

保安規定本文中規定された内容を詳細に規程した「下部規程名」を示す形式で申請予定です。下部規程への詳細記載という形で申請を考えております。

例1) 使用規則第2条の12第1項第2号(品質マネジメントシステム)

(品質マネジメントシステムの策定)

第12条 社長は、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(以下「品質管理基準規則」という。)」及び「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈」を踏まえて、この規定に定める保安に関する業務に係る品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)を策定し、下部規程「保安活動に関わる品質マネジメント計画書」にその方法を定める。

例2) 使用規則第2条の12第1項第15号(使用施設等の施設管理)

(施設管理の継続的改善)

第46条 社長及び各部長は、それぞれ施設管理方針及び施設管理目標を、施設管理の全体の状況を踏まえ、定期的に評価し改善を検討する。

2 施設管理実施計画は、保安活動に係る施設管理の実施状況等を評価し、その結果を次年度の実施計画に反映する。但し、1年以内であっても必要に応じて評価し、見直すこととする。その場合であっても新たに評価期間の始点は変更しない。施設管理に関する活動は、下部規程「施設管理規程」に従い実施する。

2.審査基準について

○使用規則第2条の12第1項第11号(放射性廃棄物の廃棄)

6.平常時の環境放射線モニタリングの実施体制について定められていること

8/6の核燃料施設等監視部門との「事業規則の運用に係る面談」時に「保安規定審査基準における平常時の環境放射線モニタリング実施について」に関し、「許可段階で環境放射線モニタリングについて記載がある施設については、環境放射線モニタリングに係る実施者、体制を保安規定に規定頂きたい」との回答があり、NFDでは環境放射線モニタリング設備としての「モニタリングポスト」については記載されていないため、新保安規定には記載しない方向です(ただし、原災法も絡む設備であるため、従前とおり、保守管理、維持は行っていく)。

○使用規則第2条の12第1項第14号(記録及び報告)

2.使用規則第2条の11に定める記録についてその記録の管理に関することが定められていること

使用規則第2条の11、3操作記録(安全上重要な施設(使用許可基準規則第一条第二項第四号に規定するものをいう。)に係るものに限る(ハを除く。))

(イ) 使用施設における核燃料物質の種類別の使用量及び使用の日時

(ロ) 使用施設等の操作開始及び操作停止の時刻

(ハ) 警報装置から発せられた警報の内容

(ニ) 使用施設等の操作責任者及び操作員の氏名並びにこれらの者の交代の時刻

NFDは安全上重要な施設がないので(ハ)の警報装置から発せられた警報の内容のみが対象と考えております。

3.申請時の記載内容について

○審査基準に合わせた表記（審査基準号順に記載：今回NFDでは下記形式で申請予定）

審査基準	旧	新
使用規則第2条の12第1項第4号 保安教育	（教育訓練） 第20条 保安管理部長は、ホットラボ施設に係る業務を行う従業員に対し、別表第2（1）に掲げるところに従い、（省略）。 2 保安管理部長は、前項の計画に従い保安教育を実施し、その結果を（省略）。	（教育訓練） 第15条 公衆及び従業員の安全確保を第一の目的に、保安教育を実施して従業員の安全意識及び保安活動に係る（省略）。 2 社長は、品質マネジメント活動を実施するにあたって、保安に係る組織に属する者に対し、（省略）。
使用規則第2条の12第1項第10号 核燃料物質の受払い、運搬、貯蔵等	（核燃料物質等の受渡し管理） 第52条 ホットラボGLは、核燃料物質の受渡しを行う場合は、あらかじめ臨界上の安全を確認し、（省略）。	（核燃料物質等の受渡し管理） 第48条 ホットラボGLは、核燃料物質の受渡しを行う場合は、あらかじめ臨界上の安全を確認し、（省略）。

○従前の新旧対照表形式（保安規定の条番順に記載）

変更前	変更後	変更理由
（マネジメントレビュー会議） 第14条 社長は、マネジメントレビュー会議を定期的開催（省略）。	（情報の公開） 第14条 ホットラボ施設の使用施設等の保安の向上を図るため、事業者間の情報共有の観点で、法令及び自治体との（省略）	使用規則第2条の12第1項第16号 技術情報の共有
（品質保証活動に係る教育） 第15条 社長は、品質保証活動を実施するにあたって、前条に定める品質保証に係る組織に属する者に対し、別表第1に掲げるところに従い、品質保証活動に係る教育を実施する。 2 社長は、定期的なマネジメントレビューにより、教育・訓練その他の処理の有効性を評価する（省略）	（教育訓練） 第15条 公衆及び従業員の安全確保を第一の目的に、保安教育を実施して従業員の安全意識及び保安活動に係る技術の継続的な改善を図る。 2 社長は、品質マネジメント活動を実施するにあたって、保安に係る組織に属する者に対し（省略）	記載の見直し 条番号の変更